

吸収分割に係る事後備置書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2026 年 7 月 1 日

株式会社 CAICA テクノロジーズ
株式会社 CAICA DIGITAL

2026 年 7 月 1 日

吸収分割に係る事後備置書類

東京都港区南青山五丁目 11 番 9 号
株式会社 CAICA テクノロジーズ
代表取締役 鈴木 伸

東京都港区南青山五丁目 11 番 9 号
株式会社 CAICA DIGITAL
代表取締役 鈴木 伸

株式会社 CAICA テクノロジーズ（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社 CAICA DIGITAL（以下「承継会社」といいます。）は、2026 年 5 月 22 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 7 月 1 日を効力発生日として、分割会社が DX ソリューション事業、セキュリティソリューション事業及び投資有価証券等管理事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2026 年 7 月 1 日
2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - （1）株主による吸収分割差止請求手続（会社法第 784 条の 2）
会社法第 784 条の 2 の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。
 - （2）反対株主の株式買取請求手続（会社法第 785 条第 3 項）
分割会社は、承継会社の完全子会社であり、承継会社は分割会社の特別支配株主に該当することから、会社法第 785 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。
 - （3）新株予約権買取請求（会社法第 787 条）
分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - （4）債権者の異議申述手続（会社法第 789 条）
分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 5 月 25 日付官報及び同日付にて開始した電子公告において、債権者に対して、本吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主による吸収分割差止請求手続（会社法第 796 条の 2）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述手続（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 5 月 25 日付官報及び同日付にて開始した電子公告において、債権者に対して、本吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、本吸収分割契約に基づき、分割会社の本事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、以下のとおりです。

承継資産の額：459 百万円（概算値）

承継負債の額：35 百万円（概算値）

5. 吸収分割に関する変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2026 年 7 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

分割会社は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

分割会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条に基づき、労働者と協議を行いました。また、分割会社は、労働契約承継法第 2 条に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知を行いましたが、異議の申出はありませんでした。

以上